

御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
<p>消費税法第36条第5項は、翌期免税の場合の棚卸資産について「課税仕入れ等の税額に含まれないものとする」とあるため、仮払消費税等の額に含まれないことになり、期末棚卸資産部分について税抜経理の対象にならないことになるのではないかと懸念されています。</p>	<p>消費税法第36条第5項の規定では、課税仕入れに係る棚卸資産に係る消費税額は、同法第30条第1項の規定の適用については、当該課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額に含まれないものとして規定されています。</p> <p>法人税法施行令第139条の4第5項及び所得税法施行令第182条の2第5項の規定上、取引の対価と区分(税抜経理)して取り扱う消費税法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額については、同法第36条第5項の規定を適用した後の金額とはされていません。</p> <p>したがって、同項の規定の適用を受ける者の棚卸資産に係る消費税額に係る取引については、取引の対価を区分(税抜経理)して取り扱う必要がありますので、原案のとおりとします。</p>
<p>令和5年10月1日以後であれば、連結納税制度は改組されているので、連結事業年度に係る規定は不要ではないかと懸念されています。</p>	<p>連結納税制度の見直しに伴う規定の整備については、グループ通算制度の施行時期(令和4年4月1日)に合わせて行うことを検討していますので、原案のとおりとします。</p>
<p>上記いただいた意見のほか、軽微な修正を行いました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正案による改正後の「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」2及び「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」2のそれぞれの本文中、3の2に付されている見出しについて、他の取扱いとの平仄から削除しました。 ・ 改正案による改正後の「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」14の3及び「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」11の3について、趣旨がより明確になるように、消費税法第30条第2項の規定を追記しました。